

令和 5 年度

上天草市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

上天草市監査委員

上天監第20号
令和6年8月19日

上天草市長 堀江 隆臣 様

上天草市監査委員 杉田 省吾

上天草市監査委員 井手口 隆光

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並び
にその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了したので、下記の
とおり意見を提出します。

記

- 1 健全化判断比率
 - (1) 健全化判断比率審査意見書
- 2 資金不足比率
 - (1) 上天草市水道事業会計資金不足比率審査意見書
 - (2) 上天草市病院事業会計資金不足比率審査意見書
 - (3) 上天草市下水道事業会計資金不足比率審査意見書
 - (4) 電気事業特別会計資金不足比率審査意見書

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 上天草市監査基準への準拠

この審査は、上天草市監査委員監査基準に準拠している。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定された健全化判断比率審査

3 審査の対象

各会計等の令和5年度決算に基づく健全化判断比率4指標及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び執行部控室

(2) 実施期間

令和6年8月2日から令和6年8月9日まで

5 審査の手続き

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施した。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

1 健全化判断比率の状況

市長から提出を受けた健全化判断比率は次のとおりである。

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.24%
②連結実質赤字比率	—	—	18.24%
③実質公債費比率	11.6	11.6	25.0%
④将来負担比率	—	—	350.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が生じない場合は「—」と表示。

(1) 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が赤字となっていないことから、前年度と同様に算定されていない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は算定されていない。早期健全化基準内で良好な状況にある。

(3) 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は11.6%となっており、前年度から増減はない。また、早期健全化基準25.0%と比較すると、これを大きく下回り良好な状況にある。

(4) 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は算定されていない。早期健全化基準内で良好な状況にある。

2 健全化判断比率の算定方法

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(早期健全化基準： 13.24%)

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 888,875}{10,572,796} \times 100 = - (\Delta 8.40\%)$$

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

(早期健全化基準： 18.24%)

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0+0) - (1,783,575 + 3,178,082)}{10,572,796} \times 100 = - (\Delta 46.92\%)$$

(A) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 (0 千円)

(B) 公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計 (0 千円)

(C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 (1,783,575 千円)

(D) 公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 (3,178,082 千円)

(3) 実質公債費比率 (3 カ年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(早期健全化基準： 25.0%)

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}(E)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

令和3年度

$$\frac{963,460}{9,015,801} \times 100$$

(10.69%)

令和4年度

$$\frac{1,099,488}{8,753,625} \times 100$$

(12.56%)

令和5年度

$$\frac{1,041,141}{8,789,355} \times 100$$

(11.85%)

$$(10.69\%) + (12.56\%) + (11.85\%) \div 3 = 11.6\%$$

(E) 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の 1 年当たりの元金償還金相当額 (0 千円)
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの (460,871 千円)
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの (0 千円)
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの (0 千円)
- ⑤ 一時借入金の利子 (0 千円)

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
(早期健全化基準: 350.0%)

将来負担額 (F) — (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高に係る基準財政需要額算入額)
標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\frac{23,730,143 - 27,244,049}{10,572,796 - 1,783,441} = \frac{\Delta 3,513,906}{8,789,355} \times 100 = - (\Delta 39.9\%)$$

(F) 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債の現在高 (19,696,723 千円)
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) (0 千円)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 (3,678,588 千円)
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還金に充てる当該団体からの負担等見込額 (0 千円)
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 (354,832 千円)
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 (0 千円)
- ⑦ 連結実質赤字額 (0 千円)
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 (0 千円)

令和5年度 上天草市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 上天草市監査基準への準拠

この審査は、上天草市監査委員監査基準に準拠している。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

3 審査の対象

水道事業会計の令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び執行部控室

(2) 実施期間

令和6年8月2日から令和6年8月9日まで

5 審査の手続き

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施した。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

1 資金不足比率の状況

市長から提出を受けた資金不足比率は次のとおりである。

比率名	令和5年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	20.0%

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示。

令和5年度 上天草市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 上天草市監査基準への準拠

この審査は、上天草市監査委員監査基準に準拠している。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

3 審査の対象

病院事業会計の令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び執行部控室

(2) 実施期間

令和6年8月2日から令和6年8月9日まで

5 審査の手続き

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

1 資金不足比率の状況

市長から提出を受けた資金不足比率は次のとおりである。

比率名	令和5年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	20.0%

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示。

令和5年度 上天草市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 上天草市監査基準への準拠

この審査は、上天草市監査委員監査基準に準拠している。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

3 審査の対象

下水道事業会計の令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び執行部控室

(2) 実施期間

令和6年8月2日から令和6年8月9日まで

5 審査の手続き

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施した。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

1 資金不足比率の状況

市長から提出を受けた資金不足比率は次のとおりである。

比率名	令和5年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	20.0%

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示。

令和5年度 電気事業特別会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 上天草市監査基準への準拠

この審査は、上天草市監査委員監査基準に準拠している。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

3 審査の対象

電気事業特別会計の令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び執行部控室

(2) 実施期間

令和6年8月2日から令和6年8月9日まで

5 審査の手続き

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施した。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

1 資金不足比率の状況

市長から提出を受けた資金不足比率は次のとおりである。

比率名	令和4年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	20.0%

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示。